

平成 28 年 8 月 2 日

中央環境審議会循環型社会部会
廃棄物処理制度専門委員会
委員長 大塚 直 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る制度見直しに関する意見

一般社団法人全国清掃事業連合会
会長 三井 崇裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の見直しについては、地域住民、消費者、有識者、地方自治体、排出事業者、産廃処理業者等の廃棄物関係団体から、様々な要望が示されていると察しますが、今般、当連合会においても廃棄物処理法の制度見直しに関する意見をまとめました。

当連合会の会員には、産業廃棄物の収集運搬、リサイクル・中間処理等の事業に携わっている企業もあり、また、日頃から県、市町村行政の方々の意見を聞く機会も多いことから、当連合会の意見については、一般廃棄物の収集運搬事業分野に限らない内容となっておりますので、ご賢察の程、宜しくお願い致します。

さて、我が国では、昭和 30 年代に著しい高度経済成長が始まったものの、その結果、河川や海の汚濁によるチッソ水俣病、イタイイタイ病、大気汚染による四日市・川崎ぜんそくなど公害問題が表面化し、公害基本法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の環境法令が制定され、以降、それらの環境法令は緩和ではなく、廃棄物処理法の平成 3 年 9 月 12 年 22 年の大改正をはじめ、新化学物質への対応、排水基準等の各種基準を含めた規制が強化されてきたことが、今日の日本の良好な自然環境、生活環境の保全維持の継続を可能としてまいりました。本当に、安全・安心・清潔で美しい日本の観光立国、真の循環型社会を目指すのであれば、ぞんざいに取り扱えば生活環境を含め環境に大きな負荷を与える廃棄物においても、一般廃棄物・産業廃棄物や放射性物質に汚染された廃棄物を問わず、今後とも将来にわたって排出者責任や適正処理の徹底が求められるべきと考えます。

しかしながら、近年においても、一部企業による有害汚泥等の不法投棄、停電事故に伴う黒煙発生事故、排水基準超過・排水データ虚偽記録などの問題が発生して

おります。さらに、本年1月には食品廃棄物の不正転売問題が発覚し、廃棄物処理に対する国民の不安を増大させる事態となりました。これらの問題等を見ると、廃棄物処理法の原点である適正処理、排出責任の重要性に対する排出事業者や処理事業者の意識が低下しているのではないかと強く懸念しております。

以上のことを踏まえると、今般の法制度の点検や見直しにあたっては、廃棄物処理法が「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を目的としており、排出事業者の経済合理性や廃棄物処理業者の振興を目的とした法律ではないことを再認識し、適正処理や排出責任の重要性という原点に今一度立ち返り、国民・住民・消費者の視点に十分立った検討が必要であり、排出事業者や処理事業者の経済合理性、利便性を図ることのみに重点を置き、適正処理・排出責任がおろそかになるような規制緩和や法見直しを行うべきではないとの考え方にに基づき、以下の意見を提出するものです。

1. 処理責任に着目した廃棄物の区分について

廃棄物処理法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、この廃棄物処理法の概要として、廃棄物の区分について以下のとおりとされています（「廃棄物処理法の解説」より）。

- (1) 廃棄物を人の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるものからなる産業廃棄物に区分し、それぞれの処理体系を整備
- (2) 一般廃棄物の処理については、処理主体を原則として市町村の清掃事業に置く等、清掃法の理念を継承
- (3) 産業廃棄物の処理については、事業者の処理責任を明定し、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないものとし、事業者はその事業活動に伴って排出される廃棄物が一般廃棄物に該当する場合であっても、その処理に責任を有するものとしたこと。

処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方については、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（平成14年3月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会）」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（平成14年11月、中央環境審議会）」におい

て整理され、事業系廃棄物のうち、その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、それ以外の事業系一般廃棄物については、市町村の処理責任として整理されています。これを踏まえ、事業者から排出される廃棄物のうち、市町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理が行われております。

しかしながら、廃棄物処理制度専門委員会における廃棄物処理法の施行状況の点検・見直しに際して、廃棄物を排出する側のコストダウンの観点や、廃棄物を処理する側の経済合理性・利便性の観点のみに重点が置かれた形で事業系一般廃棄物の産業廃棄物への区分変更に関する意見が出されていることについて強く懸念しており、冒頭で申し上げた適正処理と排出責任の重要性、先ほど紹介した処理責任に着目した廃棄物の区分に関する趣旨及びこれまでの整理を十分認識・考慮しつつ、これらの意見への対応を整理する必要があると考えます。

例えば、本委員会で意見・要望が出された以下の事項については、次のように整理、対応すべきであると考えます。

(地方公共団体の判断による産業廃棄物の指定制度について)

個人が所有している毒劇物等及び所有者を特定できない残置物等の一般廃棄物に関して、市町村の判断によって一般廃棄物を産業廃棄物に指定できる制度の創設について要望が出されておりますが、すでに市町村処理困難物の取扱いについては、平成 19 年に廃木材パレット、廃火薬等を産業廃棄物に区分変更する際に整理されるなど、これまで必要に応じて見直しが行われてきております。また、市町村が自らの処理施設での処理が困難な一般廃棄物が個別にある場合、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理計画に規定し、処理が可能な処理業者に委託するなどして処理を行うことができます。このように、現行制度に基づく対応が可能であるにもかかわらず、市町村が個別の事情を優先して自由に一廃を産廃に区分変更できるようになれば、市町村が取り扱いたくない、あるいは処理が面倒な一般廃棄物はすべて産業廃棄物として処理できるとの拡大解釈がまかり通るようになり、廃棄物処理法に定められている市町村の処理責任を形骸化させるものとなりかねません。

このため、本件についても、平成 14 年の中環審での整理を基本に、現行

制度が適切に運用されるよう要望します。

なお、空き家等に放置された残置物は、放置された段階で廃棄物ではなく、さらに所有権等多くの課題があることから、所有権の移管等の法的整理が必要であることを申し添えます。

(建築物の解体時における残置物について)

本件については、平成 26 年 2 月 3 日付で、環境省廃・リ部産業廃棄物課長名で、各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長宛に通知されています。残置物は廃棄物(解体物)と異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあるが、解体物の収集・運搬や処分を行う者にその処理を依頼する事例が見受けられることを踏まえ、適正な廃棄物処理を確保するために当該通知が出されたものと理解しています。このため、まずは、関係事業者や地方自治体がこの通知の趣旨を踏まえた上で、それぞれの個別事案について対応することが重要であると考えております。

なお、本通知を受けて実際の現場において円滑な処理を行うためには、関係事業者間の連携が重要になりますが、県が主導するかたちで、市町村、一般廃棄物処理業者、解体事業者が連携した取り組みを行っている事例(添付参考資料 1)もありますので、こうした事例を参考にいただければと存じます。

本委員会におかれましては、廃棄物処理法が我が国の環境を守るための環境規制法であり、排出事業者の経済合理性や廃棄物処理事業者の振興を図るための法律ではないという点に立ち戻り、処理責任に着目した廃棄物の区分に関するこれまでの整理を十分考慮しつつ、現行制度の範囲でどのような対応ができるかという観点も含めた検討、議論が行われるよう要望いたします。

2. 地方公共団体の規制権限の及ばない第三者(ブローカー)への対応について

最近、産業廃棄物にあつては都道府県政令市、一般廃棄物にあつては市町村の規制権限の及ばない第三者が、排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理の行為(第三者によるあっせん等)を行う事例が全国的に行われていると当連合会の会員や関係業者から聞いています。

すでに一般廃棄物については、平成 11 年に発出された通知「一般廃棄物の

適正な処理の確保について」(平成 11 年 8 月 30 日付厚生省課長通知)において、第三者によるあっせん等が市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがあるものであり、その適正な処理の観点から必要があると認められる場合には排出事業者及び処理業者等に対し指導等を行うことにより適切に対応するよう求めています。

しかし、最近では、このような規制権限の及ばない第三者すなわちブローカーが、一般廃棄物・産業廃棄物や資源物の分野で、単なる代理等という立場を超え、排出事業者と廃棄物処理業者の間に介在して主導権を持ち、排出事業者・廃棄物処理業者双方の主体性が低下するような事態が生じていると聞いています。

排出事業者から処理業者への委託に際して、規制権限の及ばない第三者すなわちブローカーによるあっせん等により、本来であれば排出事業者の責任において主体的に行うべき廃棄物処理工程の遵法性・適正性の確認、適正な処理業者の選定、処理料金の適正性の確認、支払等といった根幹的な業務を「廃棄物管理業務」として第三者に委ねることで、廃棄物処理法第 3 条にある「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」という排出事業者としての意識・認識が希薄になっているのではないかという点に強い危機感を感じています。さらに、あっせん等を行った第三者に対する仲介料、管理料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなっている事案が多数発生していると聞いております。

また、この第三者すなわちブローカーは自らを「廃棄物管理業者」と称して全国の大規模及び中規模のフランチャイズチェーン、スーパーマーケットチェーン、外食産業等に対し「廃棄物の一元管理を任せてくれれば、これまでの廃棄物処理コストを全てダウンさせる」との発信を展開しているとの情報があります。

自治体の規制権限が及ばないこうした第三者すなわちブローカーが、上述のような形で排出事業者と処理事業者の間に介在することで、排出者による処理責任が適切に果たされなくなり、場合によっては不適正処理に繋がるおそれがあるのではないかと、強く懸念しております。

すでにご承知の、今年 1 月に発覚した愛知県稲沢市の廃棄物処理業者による食品廃棄物の不正転売事件においても、ブローカーが介在していたとの情報があります。この事件で問われていることは、不正転売を行った廃棄物処理業者の問題だけでなく、排出事業者が処理責任を自覚して真摯に自ら排出する廃棄

物に正面から向き合っていたか、ということではないでしょうか。

この不正転売事件に関して、先般、神戸大学大学院の石川雅紀教授が誌上で、企業経営者における排出者処理原則についての認知と理解及び排出企業自身による廃棄物管理についての認知と理解について問題提起をされていますので、ご一読いただければと存じます（添付参考資料2）。

当連合会といたしましては、排出事業者と廃棄物処理業者が自らの持つ責任を十分認識・理解した上で、地域の中で、行政との連携の下で、直接に関わり合い信頼関係を構築していくことが、廃棄物処理法の趣旨と目的にかなう本来の在り方と確信しております。今回の食品廃棄物の不適正事案などを機に、事業者が、排出者処理原則等を十分自覚した上で、根幹的業務としての廃棄物管理業務をこうした規制権限の及ばない第三者すなわちブローカーに委ねることのないようその対応策についてご議論いただき、自治体や排出事業者ならびに処理業者に対し、この問題についての必要な注意喚起を通知等により徹底していただくよう要望します。また、これらの点を、廃棄物処理制度全般に深く関わる問題として捉えていただき、廃棄物処理法の適正な運用の徹底について着実な対応を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上

御施主(家主)・建設元請のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に 『残置物(不要家財)』の 処分が必要です。

建築物解体・リフォームに伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする家屋等に残された残置物(不要家財)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められております。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、「一般廃棄物」については、市町村もしくは市町村が許可した業者が、「産業廃棄物」については、岐阜県の許可した業者が取り扱うことができます。

※残置物とは…

建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事業所等の解体・リフォームから発生する残置物は廃棄物の性状により、一般廃棄物若しくは産業廃棄物となります。(平成26年2月3日環境省通知)

残置物(不要家財)の種類の日安は次の通りです

家電製品類	家具・寝具類	趣味用品・その他可燃ごみ
照明器具・電気スタンド	机・椅子	衣類
携帯電話・スマートフォン	テーブル・ソファ	紙・書籍類
電話・FAX	応接セット	遊戯具
扇風機	座椅子	プリンター・コピー機
空気清浄機	カラーボックス	楽器類
ビデオデッキ・各種レコーダー	衣装箱	食器類
ラジカセ・CD・DVDプレイヤー	鏡・鏡台	調理器具
各種ゲーム機	電話台	調理台・レンジ台
加湿器	テレビ台	米びつ
炊飯器	洗面化粧台	自転車・車椅子
電子レンジ	棚(本・戸・食器)	一輪車・三輪車
食器洗乾燥機	ロッカー	芝刈り機
オーブントースター	タンス	ミシン
ホットプレート	カーテン	卓上ガスコンロ
浄水器	カーペット・じゅうたん	鉢・プランター
ポット	ついたて	スーツケース
ストーブ・ファンヒーター	アイロン台	健康器具
ガス湯沸器	下駄箱	傘
ガス台	ベッド	ベビーカー・チャイルドシート
電気こたつ	布団・毛布・座布団	脚立
掃除機	マットレス	ゴルフ用具・スキー用具
ズボンプレス	傘立て	スポーツ・アウトドア用品
アイロン 等	キャスターハンガー 等	物干し竿・物干し台 等

※作り付けの家具は、解体・リフォーム工事の対象物になります。

家電リサイクル法対象品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	エアコン(室内機・室外機・ウィンドタイプ)
冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・ワイン庫・冷温庫	洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法処理いたしますので、リサイクル券の貼り付けが必要になります。
- 収集運搬料金に別途リサイクル費用が必要となります。
- 一部対象にならないもの(天井埋め込み型のエアコンやプロジェクションテレビ、業務用保冷庫など)もあります。

パソコンリサイクル

パソコン本体(ディスプレイ一体型)	ディスプレイ(CRT・液晶)
-------------------	----------------

- パソコンについては、「資源有効利用促進法」または「小型家電リサイクル法」に基づいて、再資源化が行われております。
- 詳しくは各市町村担当窓口又は一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。

小型家電リサイクル

- 2013年4月から小型家電リサイクル法がスタートしました。
- ご家庭で使用される幅広い家電製品が対象となっており、市町村ごとに回収対象としている品目が異なりますので、各市町村窓口へお問い合わせください。
- 不要品無料回収業者に、小型家電製品の回収を依頼することは違法です。**

し尿くみ取り・浄化槽のことは
お住まいの市町村にお問い合わせください。

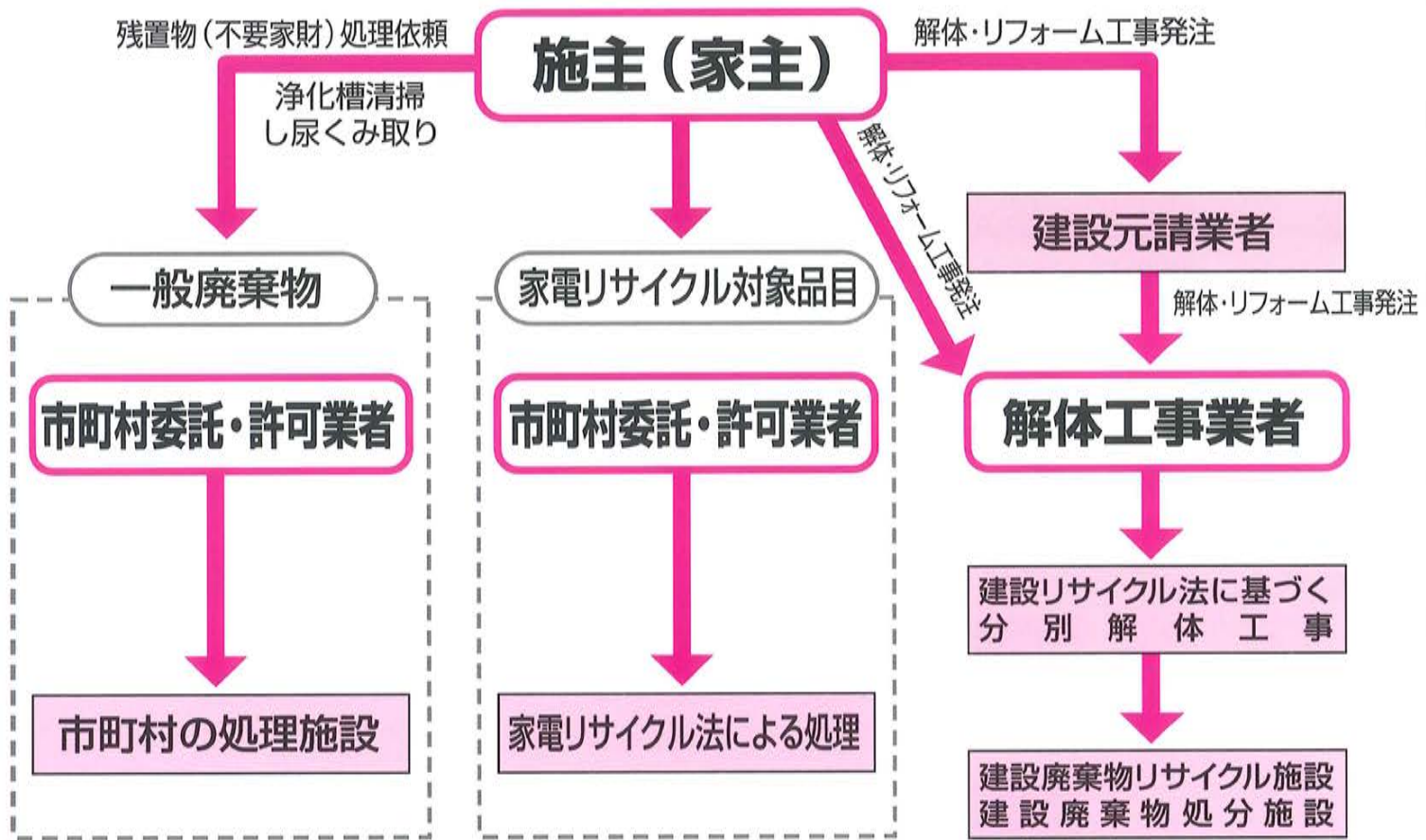
残置物(不要家財)や家電リサイクル法対象廃棄物等の処理方法は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。具体的な取り扱いについては、事前にご相談ください。

岐阜県清掃事業協同組合

連絡先 TEL.058-276-8456

残置物(不要家財)処分から分別解体・リフォーム工事实施への流れ

不要家財などの残置物は解体・リフォーム工事着手前に必ず処理しなければなりません。
解体・リフォーム工事に着手する一週間ほど前に、一般廃棄物処理業者へのご連絡をお願いします。



不要家財処理及び家屋解体工事のご相談は、下記にご連絡ください。

不要家財処理
のことは

岐阜県清掃事業協同組合へ
TEL.058-276-8456

家屋解体工事
のことは

岐阜県土木建築解体事業協同組合へ
TEL.058-274-3315

岐阜県解体・建廃事業協同組合へ
TEL.058-277-8861

私達は、廃棄物の適正処理推進に協力して取り組んでいます。

特 別 寄 稿

ダイコー事件と排出者責任 —COCO壺番屋は被害者か？—



神戸大学大学院 経済学研究科 教授

石川 雅紀

らに、再発防止対策として、廃棄物処理事業者に対する規制・監視強化だけでなく、本質的には、排出企業の廃棄物管理を強化することが重要であることを明らかにする。

排出者処理原則とppp¹⁾

廃棄物処理法に排出者が自ら廃棄物を処理するべき事が明記されている。

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

排出者責任は、この条文で、排出者が自己処理することを原則とすることが明記されている（以下、排出者処理原則）。排出者責任は、営利行為に伴う廃棄物に関しては社会的に広く受け止められている。しかし、その内容は曖昧である。

排出者責任の根拠として、汚染者負担原則（ppp: Polluter Pays Principle）が上げられることが多い。pppは、汚染者負担原則と訳されたため、汚染を未然に防止する費用を汚染者に支払わせることで資源配

事件の経緯と論点

2016年1月、(株)壺番屋が運営するCOCO壺番屋が産業廃棄物として排出した冷凍ビーフカツが愛知県内のスーパーマーケットで販売されているところをCOCO壺番屋の従業員が発見した。この製品は、プラスチック片混入のため、前年10

月産業廃棄物処理事業者ダイコー(株)（愛知県稲沢市）に堆肥化処理を委託したものである。みのりフーズ（愛知県羽島市、製麺業）がダイコーから仕入れ、小売店に販売していた。

警察の調べの中で、横流しされていた製品は、COCO壺番屋だけではなく、マルコメ(株)、(株)ニチレイフーズ、日本生活協同組合連合会、(株)

ローソン、イオン(株)、(株)セブン&アイ・ホールディングス、(株)ファミリーマートなど大手メーカー、大手流通の商品があることが報道された。報道内容だけから判断してもこの事件は、食の安全に対する信頼を大きく揺るがし、食品リサイクル制度の根幹に影響を及ぼしかねないものである。

ダイコー、みのりフーズが廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、食り法）、食品衛生法、食品表示法などに抵触する疑いが濃い。しかし、報道内容とその受け止められ方は、廃棄物政策の観点からは、排出者責任の理解が不十分であると感ずる。

表面的にみると、堆肥化すると偽って、横流ししたダイコー、食品の表示を変えて販売したみのりフーズが法律を犯した「悪者」であり、排出企業はだまされた「被害者」であるようにみえる。ダイコー、みのりフーズの責任は当然であるが、排出企業を単純に被害者と位置付けて良いのだろうか？ 廃棄物の処理は

第一に排出者の責任であることが明記されており、本来は事業者が自ら処理を行うべきものとされていることを考えると、排出者責任の意味について熟考することが必要である。

本稿では、ダイコー事件を事例として、排出者責任について考察し、責任論だけでなく、効率性の視点からも重要であることを指摘する。さ

分を最適化するという経済学的な意味を離れ、汚染者を事後的に処罰するという意味で使われるケースも多い。いわば Polluter Punishment Principle (汚染者処罰原則) と受け止められていると言える。本稿では、本来の意味の PPP を汚染者支払い原則と表記し、汚染者処罰原則の意味での PPP と区別する²⁾。

ダイコー事件において、「汚染者」は、法を犯して廃棄物を食品として横流ししたダイコー、みのりフーズであり、COCO 壱番屋はだまされた被害者と考える向きもある。しかし、この見方は、間違っている。汚染者支払い原則を適用するのであれば「汚染者」は廃棄物の排出者である COCO 壱番屋である。

この場合、「汚染」とは、廃棄物処理法を無視して廃棄することによる環境汚染であり、汚染を未然に防止する費用とは、適正に処理するための費用である。汚染者支払い原則によれば、汚染者は COCO 壱番屋であり、適正な処理費用を COCO 壱番屋が支払うべきであるということになる。

また、汚染者処罰原則に則って考えるとしても、排出者としての COCO 壱番屋の廃棄物処理法及び食

法上の責任は無条件に逃れることはできず、COCO 壱番屋を「被害者」とだけ位置付けるのはおかしい。ダイコーに対してはだまされた被害者であるが、社会に対しては、廃棄物処理法上の排出者の責任を全うしているか疑問が残るからである。

COCO 壱番屋を、事件全体をみて被害者と位置付ける見方は、PPP を誤解し、汚染者を誤って認識している上、廃棄物処理法上の排出者責任を無視したおかしな見方である。ダイコー、みのりフーズの責任は裁判を待つて追及すべきであるが、それだけで済ますべきではない。また、再発防止策を検討する際にも、処理事業者に対する対策強化で終わらせるべきではない。

排出者処理原則は、概念として汚染者支払い原則よりも排出者に対してさらに強い規制をかけている。他者に委託するのではなく、自ら処理するべきとしているからである。実体的には、多くの企業は、廃棄物処理法上の例外として認められている許可事業者に処理を委託している。

この意味で、廃掃法に規定された排出者処理原則は、実質的には排出者支払い原則と同じである。但し、これには、支払われた費用が適正で

なければならぬという重要な前提条件があり、委託した場合もあくまで責任は排出企業にあるという点に注意が必要である。この前提が必要となるのは、廃棄物処理サービスの市場の特殊性があるためである。

廃棄物処理ビジネスの特殊性

通常の商品の取引では、商品と代金が交換され、購入者は商品を使う過程で、期待した機能、性能を発揮するかどうかをチェックする。もし、生産者が欺瞞行為を行い不当な利潤を得ようとしても、結果として商品の機能、性能に顕われるような行為であれば購入者が気付き、クレームなど対抗措置をとるのである。

しかし、廃棄物処理の場合、排出者にとって第一義的な関心は、廃棄物が他の場所に運ばれてなくなることである。従って、排出者処理原則がなければ、その廃棄物が運び出された後の処理について通常の商品の場合のような深い関心は持ち得ない。さらに言えば、排出者処理原則を十分に理解していない企業の場合、担当者にはむしろ処理の実態を知りたくないと考えられる可能性がある。つまり、通常の商品の場合には購

入者による生産者の行為に対する監視が働く構造があるが、廃棄物処理では、この構造が欠けている。排出者処理原則は、この構造的な問題に対する構造レベルの対策として理解できる。

廃棄物管理の制度設計

前項に説明したように、廃棄物処理市場は、特殊性がある。このため、わが国では、一般廃棄物については、国民に対して自己処理による減量化、分別など、国及び自治体の施策に協力しなければならぬと定めるに留め、廃棄物の処理は市町村に自治事務として委ねている。これに伴って地方交付税交付金の配分額算出の基礎として一般廃棄物の標準的な収集処理費用が積算され、それに基づいて国から交付金が交付されている³⁾。

一般廃棄物に関しては、公共の関与を強めることで不法投棄などの不適切な処理を未然に防止する仕組みとなっている。

一方で、産業廃棄物に関しては、排出者処理責任を中心に据えると同時に、厳格な規制と監視の元に廃棄物処理市場を育成し、効率的な処理が行われるような制度設計が選択さ

れた。厳格な規制と監視を伴うとはいえ、市場機構を基礎におく制度となつてゐるため、規制と監視は厳格な参入要件の規定とその遵守の監視であり、参入要件自体は、裁量の余地のない明確なものとなつてゐる。このため、都道府県は参入要件を満たした企業に対しては自動的に許可しなければならず、一般廃棄物処理市場と比べて遙かに参入障壁が低く、厳しい競争条件となつており、効率性を保証してゐる。

この制度設計により、産業廃棄物処理市場は一般廃棄物処理市場よりも安価という意味で効率的であるが、不法投棄などの不正処理の事例も後を絶たたず、問題もある⁴⁾。これまで、この問題に対する対策として、排出者責任の明確化、罰則の強化、マニフェスト制度の整備などさまざまな対策が打たれてきたが、不法投棄、不正処理は後を絶たず、根本的な解決には道が遠い。

産業廃棄物処理と市場機構

前述したように産業廃棄物処理は、市場機構を基礎として制度設計されているため、市場への参入、退出が頻繁で、市場内での競争環境は常に

厳しい。これは、技術の向上を促し、生産性が上がることで効率が向上するという面と同時に、存続の危機にある企業が常に一定程度存在するということを意味する。マクロ経済的な視点からは生産性で劣る企業は市場から退出し、他の事業へ資源を配分するべきであるということになるが、当事者である企業の経営者からすれば、自社の倒産の危機を眼前にしたときに、通常の経営状況ではとらないような大きなリスクを覚悟して不法投棄などの不正処理を行い、不当な利潤を得る動機が強くなつても不思議ではない。

このようなケースを考えると、罰則強化による対策では、廃棄物処理法の罰則は、企業倒産の際に経営者が被る損害を大幅に上回るものでなければならぬが、実際には、現行の罰則でも、典型的な規模の事業であれば摘発されれば倒産という意味で、経営者にとつての実効的な損害には上限があり、さらなる罰則強化による対策は効果に限界がある。

この点は、動脈企業の場合でも当てはまるが、動脈企業の場合は、生産者が違法行為のリスクをとつて不当な利潤を上げようとしても、製品に顕われるような手段であれば、い

ずれば消費者からのクレームで企業の競争力は失われる。また、取引相手からの信頼を失えば、企業としての存続も難しいであろう。これらは、通常の商品の場合には、民間の主体間でのチェックが未然防止に有効に機能していることを意味している。廃棄物処理の場合は、排出者責任が確立していなければ、この種のチェックは期待できない。

公的な監視と私的な評価・監視

廃棄物処理の市場には、規制と監視が必要であることはすでに述べた。強い意味での規制は、政府が行うしかないが⁵⁾、監視は公的な監視と私的な監視があり得る。前述した通常の商品の場合における購入者によるチェックは、私的監視の1つの事例である。これまで述べてきた通り、廃棄物処理市場は、私的監視の動機が欠如しており、これを補完する目的で公的関与が強化されている事が特徴である。しかし、このシステムも今回のダイコー事件にみる通り、十分でないことは明らかである。

排出者処理原則は、構造的に私的監視が働きにくい廃棄物処理市場において、排出者に処理責任を課すこ

とで、制度的に通常の商品の場合におけると同様の私的監視機能を働かせようとするものと考えられる。

公的監視と私的監視は、監視の主体以外にいくつかの点で異なつてゐる。公的監視は法律に基づいた監視であるから、強制力があり、普遍性がある一方で、個別の事情を裁量することはできない。つまり普遍的に成立するような明示的かつ、客観的な基準による監視しかできないし、公平性を担保する意味で、全ての監視対象を公平に扱わざるを得ず、客観的な根拠が無い場合、調査対象を絞ることも難しく、監視の対象は、原則として全ての廃棄物処理事業者とせざるを得ない。さらに、産業廃棄物処理の場合は、住民と一番近く、情報が入りやすい市町村の権限がなく、権限を持つ都道府県は住民との間に距離が遠いという問題もある。

私的監視では、監視の結果は、自社の意思決定に使われるだけであるから、公平性に対する配慮や客観的なエビデンスも必須要件ではなく、監視の対象は、自社が取引する可能性のある企業のみである。この意味で、排出企業にとつては、余分な制約抜きに自社のリスクを評価することができるとができる。

今回の事件の再発防止対策として、廃棄物処理事業者に対する規制、監視を強化するべきであるとの主張は、廃棄物処理市場の特殊性に鑑みて、公共関与をさらに強めるべきであるという主張であるが、これはすでに述べたように罰則強化には有効性に限界があり、公的監視の強化には、厳しい財政事情の元で公共部門の機能を大幅に強化しなければならぬという財政面からの制約がある。

排出企業の廃棄物管理の重要性

私的監視を強化するためには、排出企業の廃棄物管理者のレベルを上げることが必須である。現在、動脈側の企業では廃棄物の管理はメインのビジネスではなく、他の部署と比較して軽んじられていると言っても良い状況である。このことは、今回のダイコー事件でCOCO壺番屋のビーファツの問題が報道された後に、各業界を代表する企業が自社のリスクを大きく感じているべきであるにもかかわらず、自社の製品があるべきでないところから警察により発見され報道されるというかたちで、事件化したことから明らかである。

ダイコー事件は、現状では業界を

代表するような企業であっても、動脈企業の廃棄物処理企業に対する私的監視、及び廃棄物管理に関するリスクマネジメントが不十分な場合がある事を示している。

今回のダイコー事件では、自社の製品が発見されず、安堵した企業も多いであろう。これらの企業の中には、廃棄物管理を経営上のリスク管理の中できちんとして位置付けた上で、排出者責任に基づいてダイコー社を評価した上で取引していなかった企業もあれば、単なる偶然で取引に当たっていなかった企業もあるであろう。後者の企業が今回の事件の教訓を正しく受け止めないようであれば、いずれ同種の事件が起こることが懸念される。

結語

ダイコー事件を事例として排出者処理原則について考察した結果、排出者処理原則は倫理的な責任論の視点だけでなく、効率性の視点からも重要であることが明らかとなった。

再発防止策としては、処理事業者に対する規制強化の他に、排出企業による廃棄物処理に関する私的監視の強化が必要である。このためには、排出企業における廃棄物管理の経営

課題の中での優先順位を上げることが有効であり、企業経営者が排出者処理原則を認知し、深く理解することが必要である。

企業経営者の排出者処理原則に対する認知と理解を深めるためには、廃棄物管理上のリスクを正確に伝えることが必要であるが、ダイコー事件において「COCO壺番屋が被害者である」といった認識が国民の中で拡がっているような状況はリスクを過小評価させるという意味で問題であり、国民全体での排出者処理原則の認知と理解を深めるような地道な努力が必須である。

公的監視については、その限界を認めつつも、より効率的な監視を行うことが必要である。その意味では、監視項目として財務的な情報を継続的に監視することが考えられる。

付記（食品ロスとの関連）

廃棄物を再販売できないように、例えば、調理くずと混合するとか、押しつぶすなどの手段が行われており、今回のような横流し・再販売を防ぐ手段としては有効であると考えられる。しかし、販売期限切れのよいうな、まだ食べることができている食品であれば、本来は、安全性を

確保した上でフードバンクなどを活用して食品として有効に利用することを優先するべきであることはいうまでもない。

フードバンクの活用については、フードバンクなどの組織の目的が食品ロス削減ではなく、食品を必要としている人への供給であることとの整合性、いまより多くの量の活用を期待するならば、フードバンクなどの機関自身の能力強化、より高い信頼性の担保、排出者（この場合は寄付者）の責任範囲、税制上の取り扱いなど重要な論点があるが、ページ数の制約もあり本稿では論じることができない。稿を改めて論じたい。W

【注】

- 1) Polluter-Pays Principle
- 2) 本来のPPPについては、The Polluter-Pays Principle OECD 1992、グッズとバツズの経済学第2版（細田衛士、2012）を参照。
- 3) これは、積算に使用された単価で廃棄物処理事業を運営しなければならないという意味ではない。交付金であるから、あくまでその用途は自治体の裁量範囲である。しかし、大幅に超えるのであれば、その理由を住民に対して説明する必要がある。
- 4) 産業廃棄物の不法投棄など不適切処理については、収集、処理、最終処分の事業者間の取引関係、これら事業者間の私的監視など複雑な問題があるが、スペースの関係もあり、本稿では論じない。
- 5) 自主規制のケースは、私的な規制と考えられるが、廃棄物処理市場においては顕著な事例もないので、可能性は否定しないが、ここでは、論じない。将来廃棄物処理市場が成熟する過程で成立する可能性はある。